

## 会則の統合に関する検討について

本資料は、中学校の統合に当たり、両校の規約（会則）を統合するため、それぞれの条文をまとめたものです。統合に当たって検討が必要な箇所には**検討ポイント(数字)**と記載していますので、右側の「検討ポイントの内容等」欄を参考に協議・決定してください。また、下記の「条文比較」においては、比較しやすいよう一部の条項が前後・重複している場合があります。

### 検討ポイント①

まず、両校の規約（会則）の文章統一方法（意味合い的に大きな違いがない部分の文章の統一方法）について、次の2つから1つを選択・決定してください。

方法1：事務局にて修正案を作成・提示し、部会内で協議・決定する

方法2：部会内で修正案を作成・協議・決定する

### <条文比較>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第1条 名称および事務局</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は、「上牧中学校 PTA」と称する。</li> <li>2. 事務局を上牧中学校に置く。</li> </ol> <p>第2条 目的</p> <p>本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭および地域社会での生徒の健全な育成をはかり、会員の生涯教育を推進する。</p> <p>第3条 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的でなくてはならない。</li> <li>2. 本会は、自主独立を守り、他のいかなる団体もしくは行政機関の支配、統制、干渉も受けない。</li> <li>3. 本会は、目的を同じくする他の団体、機関と協力する。</li> </ol>	<p>第一条 名称及び事務局</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は上牧第二中学校 P T A と称し、事務局を上牧第二中学校におく。</li> </ol> <p>第二条 目的及び方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者と教職員が協力して研修活動に取り組む中で、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。</li> <li>2. 特定の政党や宗教にかたよらず自主独立の団体であって、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けない。</li> </ol> <p>第三条 活 動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. P T A の民主的な運営の中で、研修活動及び会員相互の親睦をはかる。</li> <li>2. 幼児、児童、生徒、青少年の健全育成のために活動する他の社会教育関係の機関、団体と協力する。</li> </ol>	<p><b>検討不要</b></p> <p>両校第1条～第3条においては、条項・条文に違いはあるものの、内容は同一であることから、<u>総務部会で新たな校名が決定した後第1条の校名を差し替え、全体の文章を一つにするのみとなります。</u></p> <p>文章の統一については、「本資料 P.1：検討ポイント①」にて決められた方法にて行います。</p>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第4条 会員</p> <p>1. 上牧中学校に在籍する生徒の保護者と上牧中学校に勤務する教職員で構成する。</p> <p>2. 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。</p> <p>3. 会員は、別に定める会費を収める。</p>	<p>第四条 会 員</p> <p>1. 上牧第二中学校に在籍する生徒の保護者・<b>特別会員</b>及び本校に勤務する教職員とする。<u>(特別会員とはPTA 活動に協力をお願いする方で、特別会員名簿に記載されている方とする。)</u></p> <p>2. 会員は全て平等の権利と義務を有する。</p> <p>3. 本会の目的達成に努力するとともに別に定める会費を納める。</p>	<p><b>検討ポイント②</b></p> <p>第4条の「会員」においては、上牧第二中学校のみ「<b>特別会員</b>」に関する記載があります。</p> <p>そこで、統合後の規約に「<b>特別会員</b>」を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：記載する 2：記載しない（「特別会員」を会員としない）</p>
<p>第5条 役員</p> <p>1. 本会は、次の役員をおく。</p> <p>会長 1名 副会長 2名 書記 2名 会計 2名（内、教職員会員から1名）</p> <p>2. 役員任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員が生じた場合は、理事会において選出し、報告する。また、<u>後任が決定するまではその任務にあたる。</u></p> <p>3. 役員任期は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 書記は、文書ならびに本会の運営に関する事務を処理する。</p> <p>(4) 会計は、本会の会計事務一切を担当し、総会において会計監査を受けた決算報告をする。</p>	<p>第五条 役 員</p> <p>1. 本会の役員は次の通りとする。</p> <p>会長一名、副会長二名、書記二名、会計二名（教職員から一名）</p> <p>2. 任 期</p> <p>役員任期は一年とし再選を妨げない。但し欠員が生じた場合は、理事会で協議し決定する。</p> <p>3. 任 務</p> <p>(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代行をする。</p> <p>(3) 書記は会議の決定事項の記録や、渉外的な文章の授受等庶務的な事項を行う。</p> <p>(4) ①会計は会費の収支を取り扱い、記載し、会計簿及び領収書を保管する。</p> <p>②会計は会計監査を受け、総会で報告し承認を得る。</p> <p>③<u>会計簿はいつでも会員の要求に応じ提示しなければならない。</u></p>	<p><b>検討ポイント③</b></p> <p>第5条の「役員」においては、上牧中学校のみ「2.-後任が決定するまではその任務にあたる。」と記載されています。</p> <p>そこで、統合後の規約においてこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：記載する 2：記載しない</p> <p>また、「3.（4）会計」においては、上牧第二中学校のみ「③会計簿はいつでも会員の要求に応じ提示しなければならない。」と記載されています。</p> <p>そこで、統合後の規約においてこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：記載する 2：記載しない</p>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第6条 会計監査</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は、会計を監査するため会計監査2名をおく。</li> <li>2. 会計監査の任期は、1年とし、欠員が生じた場合は理事会で補充を決定する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。</li> <li>3. 会計監査は、会計を監査し、総会において監査結果を報告する。</li> <li>4. 会計監査は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。</li> </ol>	<p>第七条 会計監査委員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計監査委員は二名とする。</li> <li>2. 会計監査委員は理事会にて会員の中から選出し、総会で承認を得る。</li> <li>3. 任期は一年とし、欠員が生じた場合は理事会で検討し会員の中から補充する。</li> <li>4. 会計監査委員は総会で監査結果を報告する。</li> </ol>	<p><b>検討ポイント④</b></p> <p>上牧中学校規約第6条（上牧第二中学校規約第七条）の「会計監査」においては、上牧中学校のみ「4. 会計監査は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。」とあります。そこで、統合後の規約においてこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：記載する 2：記載しない</p>
<p>第7条 委員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本会の委員は、学級委員と専門委員を兼務しない。</u></li> <li>2. 委員は本会の諸行事活動に参画し、これに協力する。</li> <li>3. 委員の任期は1年とする。</li> <li>4. 学級委員は、各学年委員会に所属する。</li> <li>5. 専門委員は、次の各委員会に所属する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健全育成・研修委員会</li> <li>(2) 広報委員会</li> <li>(3) <u>進路対策・選考委員会</u></li> </ol> </li> </ol> <p>第8条 委員会の任務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各委員会の任務は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学級委員は、各学級の懇談会を開催し、学級の諸問題に対処する。</li> <li>(2) 学級委員は、各学年委員会を組織し、学年ごとの連絡・事業を行なう。</li> <li>(3) 健全育成・研修委員会は生徒の健全育成と地域社会の環境保全につとめる。また、本会の事業遂行のために必要な調査研究を行い、会員の生涯教育に関して企画、立案し、執行する。</li> </ol> </li> </ol>	<p>第六条 役員及び学級委員の選出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 学級委員 学級委員は各学級から若干名を互選する。<u>各学年全体委員会に属し、各委員会に分かれて活動する。</u> (P.13 学級委員選出規定参照)</li> </ol> <p>第十条 常任委員会及び任務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常任委員会は次の委員をもって構成する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学年委員会（一年、二年、三年） <ol style="list-style-type: none"> <li>①各学年及び学級の諸問題を審議し、理事会に提出する。</li> <li>②各学年全体委員会を招集し、会員相互の親睦をはかる。</li> </ol> </li> <li>(2) 広報委員会 <ol style="list-style-type: none"> <li>①PTAの広報活動に務める。</li> </ol> </li> <li>(3) <u>選考委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>①次年度の役員を選考し、決定した時点で理事会に報告する。</li> <li>2. 各委員会は委員の互選によって正副委員長を選出する。</li> <li>3. <u>教職員は各委員会に参画する。</u></li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>検討ポイント⑤</b> ※P.5 検討ポイント⑥と併せて検討</p> <p>各委員会の種類に関しては、上牧中学校のみ「健全育成・研修委員会」「進路対策・選考委員会」があります。上牧第二中学校にも「選考委員会」はあるものの、進路対策に関する活動の規定はありません。そこで、統合後の規約において現：上牧中学校にのみある委員会を含めて記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：含めて記載する（現：上牧中学校規約） 2：含めずに記載する（現：上牧第二中学校規約） 3：一から委員会を整備しなおす</p> <p>また、上牧中学校では「1. 本会の委員は、学級委員と専門委員を兼務しない。」となっていますが、上牧第二中学校では「学級委員は各学級から若干名を互選する。各学年全体委員会に属し、各委員会に分かれて活動する。」となっており、委員会委員の選出基準に相違があります。そこで、統合後の規約において学級委員と専門委員の兼務を可とするかどうかについて決定してください。</p>



上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>(4) 広報委員会は、本会の広報活動を担当する。</p> <p>(5) 進路対策・選考委員会は進路資料室の運営、管理を行い、資料の充実をはかり、会員へ進路に関する情報の提供を行なう。また、次年度の役員の選考を行なう。</p> <p>2. 各委員会は、本会の目的達成の為に調査、研究を行い、理事会・役員会にはかり、事業を推進する。</p> <p>3. 各委員会は委員長、副委員長を互選により決定し、委員長、副委員長は、理事として理事会に参画する。</p>		<p><u>1：可とする（現：上牧第二中学校規約）</u>  <u>2：不可とする（現：上牧中学校規約）</u></p> <p>また、上牧中学校においては「委員の任期は1年とする。」という記載がありますが、上牧第二中学校の規約においては記載がありません。</p> <p>そこで、統合後の規約に「委員の任期」を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p><u>1：記載する</u>  <u>2：記載しない</u></p> <p>また、上牧第二中学校のみ「3. 教職員は各委員会に参画する。」とありますが、統合後の規約においてこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p><u>1：記載する（各委員会に教職員が参画する）</u>  <u>2：記載しない（各委員会に教職員は参画しない）</u></p>

次のページに両校の委員選出規定を掲載していますので、  
**検討ポイント⑤** と併せてご検討ください。

上牧中学校の規定	上牧第二中学校の規定	検討ポイントの内容等
<p style="text-align: center;">【委員選出規定】</p> <p>1. 選出人数            ア. <u>委員</u> 各クラス4名            イ. <u>学級委員</u> 1名                <u>専門委員</u> 3名                  ・健全育成・研修委員 1名                  ・広報委員 1名                  ・進路対策・選考委員 1名</p> <p>2. 選出基準            子どもひとりにつき1回            上の学年から優先</p> <p>3. 除外対象者（委員選出時の調査票による除外対象者）            ア. ひとりの子どもにつき1回委員をした方            イ. 前年度各委員をした方            ウ. 本年度本部役員内定者および本部役員経験者            エ. 未就学児（小学校入学以前の子ども）のいる家庭</p> <p>※除外対象者についても、立候補を受け付けます。            ※除外対象者についても、希望する方は選出の対象とします。</p>	<p style="text-align: center;">学級委員選出規定</p> <p>1. 本規定は、学級委員の選出方法を定めることを目的とする。            2. 選出方法（1）『学級委員選出に関する調査表』により選出対象者を確定            （2）立候補者から学級委員を選出            （3）立候補者が定員を超える場合は、合議により決定する            （4）立候補者が定員に満たない場合は、公開抽選会にて学級委員を選出する。補欠についても合わせて選出する</p> <p>3. 選出人数（1）<u>学級委員</u> 各学年6名            （2）<u>補欠</u> 各学年2名            （補欠はやむを得ない事情により学級委員を続けられなくなった場合の交代要員とする）</p> <p>4. 選出除外者 次の条件に当てはまる会員は、申し出があれば、選出を除外する。            （1）その生徒の保護者として本校で委員(会計監査を含む)をしたもの            （2）本校で役員(会長、副会長、書記、会計)をしたもの            （3）本年度、役員(本校・他校)に内定しているもの            （4）選出日現在、他校で本年度の委員(会計監査を含まず)に選出されたもの            （5）就園前の子どもがいるもの</p> <p>※但し、これにより対象者がいなくなった場合は、本年度の会計監査を除き再び全員が対象となる。</p> <p>5. 上記以外の理由で学級委員選出の除外を希望する場合は、『学級委員選出に関する調査表』にて理由を申し出で、役員会の承認を得る。            （1）仕事を理由にしての免除は承認できません            （2）病気等がわかる証明書を提出してもらう場合があります</p> <p>6. 上記以外の事項については、役員会の合議により決定する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>検討ポイント⑥ ※特に重要</b></p> <p>委員の選出規定の相違点をまとめましたので、統合後にどのように規定するのかを決定してください。</p> <p><u>1. 選出人数及び補欠人数について</u>            選出人数については、上牧中学校が「各クラス4名」であるのに対し、上牧第二中学校は「各学年6名」となっています。このことから、単学級の学年を除き、上牧中学校の方が選出人数は多いこととなります。（ただし、上牧中学校では4名それぞれが学級委員若しくは専門委員となるのに対し、上牧第二中学校では6名全員が他の委員（上牧中学校でいうところの専門委員）も兼務することとなり、1名当たりの負担が大きくなる可能性があることも考慮する必要があります）            そこで、統合による生徒数の増加に伴って保護者の数も増加が見込まれることを踏まえ、選出人数について決定してください。</p> <p><u>2. 選出除外対象者について</u>            選出除外対象については、両校とも基本的には相違ありませんが、上牧第二中学校のみ「(3) 本年度、役員(本校・他校)に内定しているもの」「(4) 選出日現在、他校で本年度の委員(会計監査を含まず)に選出されたもの」と他校での内定状況等に関する記載があります。            そこで、統合後の規定にこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p><u>1：記載する（他校での内定状況等を加味する）</u>  <u>2：記載しない（他校での内定状況等は加味しない）</u></p> <p>また、統合前における両校での委員履歴等を引き継ぐかどうかについても決定してください。</p> <p><u>1：引継ぐ</u>  <u>2：引継がない（履歴はリセットする）</u></p>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第9条 役員、会計監査、委員の選出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員は選考委員により選出し、総会で承認を受ける。</li> <li>会計監査は、理事会において会員の中から推薦し、総会で承認を受ける。</li> <li>委員は各学級より若干名選出する。</li> </ol>	<p>※第十条（常任委員会及び任務）、第七条（会計監査委員）、学級委員選出規定において左記と同様の記載あり</p>	<p><b>検討不要</b></p> <p>上牧中学校規約第9条においては、条項・条文に違いはあるものの、内容は同一であることから、全体の文章を一つにするのみとなります。</p> <p>文章の統一については、「本資料 P.1：検討ポイント①」にて決められた方法にて行います。</p>
<p>第10条 総会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総会は、本会の最高議決機関であって、会員をもって構成する。</li> <li>総会は、委任状提出者を含む会員の1/2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 なお、<u>可否同数のときは議長の決するところとする。</u></li> <li>総会の議長は総会にはかり、会員の中より決定する。</li> <li>定例総会は年1回とし、<u>会長が必要と認めるとき、又は会員の1/3以上の要求がある場合は、臨時総会を会長が招集し開催する。</u></li> <li>総会では次の事項について承認を得る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>規約の改正</li> <li>事業の報告および事業計画</li> <li>決算報告および予算</li> <li>役員、会計監査</li> <li>その他重要な事項</li> </ol> </li> </ol>	<p>十一条 総会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総会は本会の最高議決機関で全会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。</li> <li>総会は年一回とし、<u>理事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。</u></li> <li>総会で審議決定される事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>事業報告及び事業計画</li> <li>決算及び予算</li> <li>役員及び会計監査委員</li> <li>会則の改正</li> <li>その他必要と認めた事項</li> </ol> </li> <li>議決は出席者の過半数をもって成立する。</li> </ol>	<p><b>検討ポイント⑦</b></p> <p>上牧中学校規約第10条（上牧第二中学校規約第十一号）の「総会」においては、上牧第二中学校の規約において「可否同数のときは議長の決するところとする」旨の記載がありません。</p> <p>そこで、統合後の規約においてこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p><u>1：記載する</u> <u>2：記載しない（⇒議決方法の代替案が必要）</u></p> <p>また、臨時総会の開催要件として、上牧中学校では「会長が必要と認めるとき、又は会員の1/3以上の要求がある場合」、上牧第二中学校では「理事会が必要と認めた場合」となっており、どちらかに統一する必要があります。</p> <p>そこで、統合後の規約をどのようにするかについて決定してください。</p> <p><u>1：現：上牧中学校規約に準ずる</u> <u>2：現：上牧第二中学校規約に準ずる</u> <u>3：新たに整備する</u></p>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第11条 理事会</p> <p>1. 理事会は、総会につぐ議決機関であって、役員と各委員会の委員長、副委員長、学校長、教頭、各主任教諭をもって構成する。但し、各委員の委員長、副委員長は代理人をたてることのできるものとする。</p> <p>2. 理事会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。</p> <p>3. 理事会の議長は役員がこれをつとめる。</p> <p>4. 理事会は、基本月1回定例会を開催する。</p> <p>5. 会長が必要と認めるときは、臨時理事会を開催することができる。</p> <p>6. 理事会は次の事項について審議する。</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>(2) 総会の議案、報告事項</p> <p>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項</p> <p>(4) 会則、総会の決議に基づく、本会の運営に関する事項</p> <p>7. 第6項 (3) については、その後開かれる最初の総会でその経過を報告しなければならない。</p>	<p>第九条 理事会及び任務</p> <p>1. 理事会は役員及び理事(各委員会の正副委員長、学校長、教頭、教務主任)をもって構成する。</p> <p>2. 役員会及び常任委員会によって企画立案されたことについて審議決定する。</p> <p>3. 総会の議案、報告書を審議する。</p> <p>4. 急を要する場合、総会に代わって議決を代行することができる。但し議決の経過を次の総会に報告しなければならない。</p> <p>5. 理事会は年数回定例会を開催する。但し会長が必要と認めた場合、臨時理事会を開催することができる。</p> <p>6. 理事会における全ての議決は、出席者の2/3以上の同意を要する。</p>	<p><b>検討ポイント⑧</b></p> <p>上牧中学校規約第11条（上牧第二中学校規約第九号）「理事会（及び任務）」においては、上牧中学校のみ「各委員の委員長、副委員長は代理人をたてることのできる」旨の記載があります。そこで、統合後の規約にこの文章を記載するかどうかについて決定してください。</p> <p>1：記載する 2：記載しない（代理人を認めない）</p> <p>また、理事会の開催頻度について、上牧中学校では「基本月1回」となっているのに対し、上牧第二中学校では「年数回」となっています。そこで、統合後の規約にどのように記載するかについて決定してください。</p> <p>1：現：上牧中学校規約に準ずる 2：現：上牧第二中学校規約に準ずる 3：新たに開催頻度を設定する</p> <p>また、理事会での議決要件として、上牧中学校では「出席者の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。」とありますが、上牧第二中学校では「出席者の2/3以上の同意を要する」となっています。そこで、統合後の規約にどのように記載するかについて決定してください。</p> <p>1：現：上牧中学校規約に準ずる 2：現：上牧第二中学校規約に準ずる 3：新たな議決要件を設定する</p>

上牧中学校の規約（会則）	上牧第二中学校の規約（会則）	検討ポイントの内容等
<p>第12条 役員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。</li> <li>役員会は、本会の事業および予算などの重要事項について、企画、立案し、理事会に提出する。</li> <li>役員会は、各委員会より提出された議案を検討、審議する。</li> <li>役員会は、随時開催する。</li> </ol>	<p>第八条 役員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。</li> <li>役員会は本会の事業及び予算など重要事項について企画立案し理事会に提出する。また、常任委員会から提出された議案を検討し審議する。</li> </ol>	<p><b>検討不要</b></p> <p>上牧中学校規約第12条（上牧第二中学校規約第八条）の「役員会」においては、条項・条文に違いはあるものの、内容は同一であることから、全体の文章を一つにするのみとなります。</p> <p>文章の統一については、「本資料 P.1：検討ポイント①」にて決められた方法にて行います。</p>
<p>第13条 経理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会の経費は、会費およびその他の雑収入をもってあてる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。</li> <li>本会の会費は、1世帯に対し、月額250円とする。ただし、教育扶助が適用される世帯等、事情があるときは会費を免除することができる。</li> <li>本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。</li> <li>本会の経理事務について必要なことは、役員会および理事会で決定する。</li> </ol>	<p>第十二条 会計</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会の会計は、会費及びその他の雑収入をもってあてる。但し必要に応じて臨時会費を徴収することができる。</li> <li>本会の会費は、一会員（一世帯）に対して月額330円とする。但し、教育扶助が適用される会員は、申請があれば会費を免除することができる。</li> <li>本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。</li> </ol>	<p><b>検討ポイント⑨ ※特に重要</b></p> <p>上牧中学校規約第13条（上牧第二中学校規約第十二号）「経理（会計）」においては、概ね記載事項は同じですが、会費が異なっています。</p> <p>そこで、統合後の規約における会費をいくらとするのかについて決定してください。</p> <p>なお、会費の決定に当たり、決算情報等の数値を参考にすることも一つの方法であると考えますが、事務局にて用意できる資料等がありましたらお申し付けください。</p>
<p>第14条 諸規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会の運営に必要な諸規定は、理事会で定める。</li> <li>理事会は、諸規定を制定または改廃したときは、その後開かれる最初の総会で報告しなければならない。</li> </ol>	<p>第十三条 改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会則の改正は、総会で出席者の過半数以上の承認を必要とする。</li> </ol>	<p><b>検討ポイント⑩</b></p> <p>上牧中学校規約第14条（上牧第二中学校規約第十三号）「諸規定（改正）」においては、理事会で定めるのか、総会で定めるのかという点で相違があります。</p> <p>そこで、統合後の規約にどのように記載するかについて決定してください。</p> <p>1：理事会で定める 2：総会で定める 3：新たに規約を設ける</p>



上牧中学校の規定	上牧第二中学校の規定	検討ポイントの内容等
<p style="text-align: center;">【慶弔規定】</p> <p>1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表すことを目的とする。</p> <p>2. 本規定の運用については、会長がこれをおこない、その福利は会員が等しくこれを受ける。</p> <p>3. 本規定の財源は、PTA 会費をもってあてる。</p> <p>4. 下記の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表す。</p> <p>①会員の病気等（<u>3週間以上の入院の場合</u>） 5,000 円  ②生徒の病気等（<u>3週間以上の入院の場合</u>） 5,000 円  ③会員が死亡したとき 5,000 円他  ④生徒が死亡したとき 5,000 円他  ⑤その他  ※③、④については、役員・理事・当該学級の会員へ連絡する。  ※⑤は、そのつど役員会において協議する。</p> <p>5. この規定により金品を受けたものは、いっさい返礼をしないものとする。</p> <p>6. 本規定の制定または改廃については、理事会においておこなう。</p>	<p style="text-align: center;">慶弔規定</p> <p>1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表すことを目的とする。</p> <p>2. 本規定の運用については、会長がこれを行いその福利は会員が等しくこれを受ける。</p> <p>3. 本規定の財源は、PTA 会費をもってあてる。</p> <p>4. 下記の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表す。</p> <p>(1) 会員、生徒の病気等（<u>4週間以上の入院</u>） 3,000 円  (2) 会員、生徒が死亡したとき 5,000 円他  (3) その他その都度役員会において合議</p> <p>5. この規定により金品を受けたものは、いっさい返礼をしないものとする。</p>	<p style="text-align: center; background-color: red; color: white; padding: 5px;">検討ポイント①</p> <p>両校の慶弔規定においては、「会員、生徒の病気等」に関する入院期間と金額に相違があります。</p> <p>そこで、統合後の規定にどのように記載するかについて決定してください。</p> <p>なお、金額等の決定に当たり、決算情報等の数値を参考にするのも一つの方法であると考えますが、事務局にて用意できる資料等がありましたらお申し付けください。</p> <p>1：現：上牧中学校規定に準ずる（3週間以上、5,000円）  2：現：上牧第二中学校規定に準ずる（4週間以上、3,000円）  3：新たに基準を設ける</p>

上牧中学校の規定	上牧第二中学校の規定	検討ポイントの内容等
<p style="text-align: center;">【交通費・食事代補助規定】</p> <p>1. 本規定は、本会の会員に出張依頼した場合の交通費および食事代補助について定めるものである。</p> <p>2. 本会会員に次の交通費を支払う。  (1) 各種交通機関を利用した場合 . . . . . 実費  (2) 車を利用した場合は、車一台につき次の交通費を支払う。  ①出張先が上牧町内 . . . . . なし  ②出張先が北葛城郡内の他町・香芝市・葛城市 . . . 500円  ③出張先が①、②以外の県内 . . . . . 1,000円  ④出張先が県外 . . . そのつど役員会において協議  ◎駐車場代・高速代金等は領収書を添付し、別途請求するものとする。</p> <p>3. <u>本会会員に次の食事代の補助をおこなう。</u>  <u>昼食を必要とする出張の場合 . . . . . 500円</u>  <u>出張先で昼食が定められている場合 . . . 実費</u></p> <p>4. 本規定の制定または改廃については、理事会においておこなう。</p> <p>－ 附則 －  本規定は、平成13年 5月17日から施行する。  ※ 上牧町 PTA 協議会の交通費規定に準ずる。</p>	<p style="text-align: center;">交通費規定</p> <p>1. 本規定は、会員が出張した際の交通費について定めることを目的とする。</p> <p>2. 会員に次の交通費を支払う。  (1) 公共の交通機関を利用した場合（上牧町内を除く） 実費  (2) 車を利用した場合は、車1台につき次の交通費を支払う。  ①北葛城郡内（上牧町を除く）、香芝市、三郷町、斑鳩町 500円  ②上記以外の県内 1,000円  ③県外 その都度役員会において合議  ※注 駐車場代、高速代等は領収書を添付し、別途請求するものとする。</p>	<p style="text-align: center; background-color: red; color: white;">検討ポイント⑫</p> <p>両校の交通費規定においては、出張において車を利用した場合で、500円を支給する市町村が異なります。（上牧中学校規定は香芝市・葛城市、上牧第二中学校は香芝市・三郷町・斑鳩町）  そこで、統合後の規定にどのように記載するかについて決定してください。</p> <p>1：上牧中学校規定に準ずる（香芝市・葛城市）  2：上牧第二中学校規定に準ずる（香芝市・三郷町・斑鳩町）  3：新たな基準を設ける</p> <p>また、現在の規定では上牧中学校にのみ「食事代補助」に関する記載があります。  そこで、統合後の規定に「食事代補助」に関する規定を設けるかどうかについて決定してください。</p> <p>1：設ける  2：設けない</p>

両校の規約（会則）における相違点は概ね上記のとおりですが、「相違点として挙げられているが、条項等に記載があり相違していない」「相違点に挙げられていないが、相違している部分がある」「現在は両校の規約（会則）に記載がないが新たに決めたいことがある」などありましたら、追加で協議・決定していただきたいと考えておりますので、その都度ご指摘いただけますと幸いです。